

## 別表六（二十一） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、通算法人が令和8年改正前の措置法（以下この記載要領において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の12第6項第3号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和6年改正前の措置法（以下1において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の12第6項第1号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限ります。2において「適用年度」といいます。）に

おいて令和8年旧措置法第42条の12第1項又は令和6年旧措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける場合（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が同日に終了する事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

2 「特定新規基準雇用者割合及び特定非新規基準雇用者割合の計算」の各欄は、当該通算法人が当該適用年度において令和8年旧措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。